

(第54号議案)

中野区組織条例新旧対照表

改正案	現行
第1条・第2条 (略) (部の分掌事務)	第1条・第2条 (略) (部の分掌事務)
第3条 前条に規定する部の分掌する事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1)~(3) (略) (4) 子ども教育部 ア 子育て教育支援に関すること(地域支えあい推進部に属するものを除く。) <u>イ 若者育成支援に関すること。</u> ウ 保育及び幼児施設サービスに関すること。 エ 部の予算、人事及び組織に関すること。 (5)~(9) (略)	第3条 前条に規定する部の分掌する事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1)~(3) (略) (4) 子ども教育部 ア 子育て教育支援に関すること(地域支えあい推進部に属するものを除く。) イ 保育及び幼児施設サービスに関すること。 ウ 部の予算、人事及び組織に関すること。 (5)~(9) (略)
第4条 (略) 附則 (略) 附則 <u>この条例は、令和3年11月29日から施行する。</u>	第4条 (略) 附則 (略)